

鳥取県告示第170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北条中央地区（第1工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成22年3月26日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功